

船検受けて安全確保

漁船登録していても漁業以外にも使用する漁船や、
12海里を超えて操業する漁船は、船舶検査が必要です

漁業以外の目的にも使用する小型漁船（12海里内でも船検必要）

◇レジャー、研修、体験乗船、撮影
などに小型漁船を一時的に使用



※魚釣り、潮干狩りなど水産物の採捕に一時的に
使用する場合であっても、船検が必要です

◇祭り、花火大会などに
小型漁船を一時的に使用



◇遊漁船、交通船、警戒船など漁業以外の目的にも使用

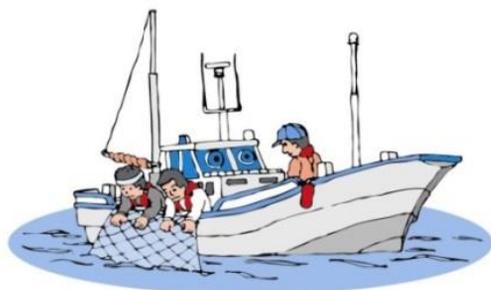


遊漁船



交通船

海岸から12海里を超えて操業する小型漁船



海岸から12海里以内の水域図は
こちらから確認できます

<https://jci.go.jp/12miles/index.html>



 国土交通省 後援：水産庁  日本小型船舶検査機構

船舶所有者又は船長は、船舶検査が必要な船舶を船舶検査を受けずに航行させると船舶安全法違反となり、1年以下の懲役
または50万円以下の罰金に処せられますのでご注意ください。

小型漁船の船検

船検の目的

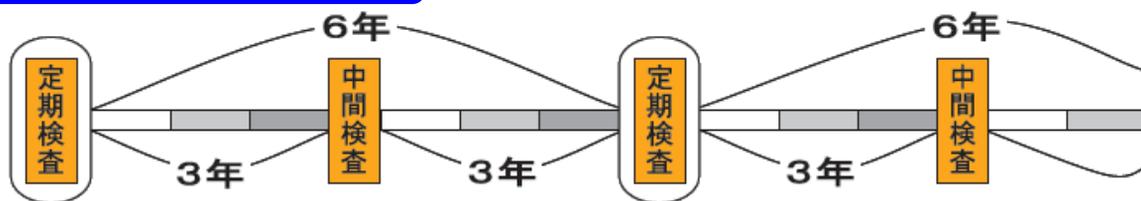
船舶は、洋上で転覆・火災・エンジントラブル等が発生すると、陸上から離れているため、生命にかかわるような大事故につながるおそれがあり、適切な安全対策が必要です

船検は、船舶安全法に基づいて、船舶の安全性を定期的に検査し、船舶の事故を防止し乗船者の生命を守ることを目的として行っています

主な船検の内容

- ◇安全運航の確保のために、船体の構造・強度、十分な復原性や、船灯等航海用具の備付等の確認を行います
- ◇万一の事故時に備えて、ライフジャケット等救命設備、消火器等消防設備の備付等の確認を行います

船検は3年に1回



定期検査は、初めて船舶を航行させる時又は船舶検査証書の有効期間が満了する前に受検する検査です。中間検査は定期検査と定期検査の中間に受ける簡易な検査です

船検に合格した後も注意が必要です

船検に合格した船舶でも、例えば以下の行為は違法と判断されるおそれがあります

- ・船舶検査証書や法定備品を搭載せずに航行の用に供した場合
- ・両船側の見やすい場所に船舶検査済票を貼り付けていない場合
- ・船検期日を過ぎて航行の用に供した場合
- ・船検対象外の船舶となった際に船舶検査証書の返納手続きを行わない場合



船舶検査済票

船検については、JCIのHP又は、最寄りのJCIの事務所へお問合せ下さい。

 **日本小型船舶検査機構**

<https://www.jci.go.jp/>

〒102-0073千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル
電話 03 (3239) 0821 (代)